

寄附金及び賛助会費に対する税制上の優遇措置について

本会は公益社団法人に認定されているため、本会に対する寄附金（賛助会費を含む）については個人・法人を問わず、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. 個人の場合

1) 所得 税

* “所得控除”か“税額控除”のいずれか有利な方を、ご自身で選ぶことができます。多くの場合は税額控除を選択した方が有利となりますが、総所得金額等により異なる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署又は税理士にご確認ください。

① 所得控除：次の金額が、寄附した年の課税所得金額から控除されます。

$$\text{控除額} = \text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}$$

$\ast 1$ 総所得金額等の40%相当額が限度。

\ast この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書をご提示又はご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできないので、ご注意ください。

② 税額控除：2017年10月3日以降に収められた寄附金について、次の金額が寄附した年の所得税額から控除されます。

$$\text{控除額}^{\ast 1} = (\text{寄附金額}^{\ast 2} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

$\ast 1$ 所得税額の25%相当額が限度。

$\ast 2$ 総所得金額等の40%相当額が限度。

\ast この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書と“[税額控除に係る証明書の写し](#)”をご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできないので、ご注意ください。

2) 個人住民税

* 寄附した翌年の1月1日現在、東京都にお住まいの方は次の(1)、世田谷区にお住まいの方は次の(3)の金額が個人住民税の額から控除されます。

$$(1) \text{ 都道府県が条例指定：} (\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}) \times 4\%$$

$$(2) \text{ 市区町村が条例指定：} (\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}) \times 6\%$$

$$(3) (1) \text{ 及び } (2) \text{ が重複指定：} (\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円}) \times 10\%$$

$\ast 1$ 総所得金額等の30%相当額が限度。

\ast 上記以外にお住まいの方は、本会への寄附金が条例でこの税額控除の対象に指定されているかどうかをお住まいの都道府県・市区町村にご確認ください。

* この控除は、所得税の確定申告の際に、併せて申告できます。

3) 相 続 税

- * 相続又は遺贈により財産を取得した個人の方が相続税の申告期限内に相続財産を寄附した場合は、非課税となります。
- * この優遇措置を受けたい場合は、相続税の申告の際に本会発行の領収書を税務署にご提示又はご提出ください。

◎ 詳細については、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせください。

2. 法人の場合

1) 法 人 税

- * 一般寄附金の損金算入限度額と別枠の、公益法人への寄附金の特別損金算入限度額も設けられております。
- * 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額、及び一般寄附金の損金算入限度額

(1) 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

$$(\text{所得金額} \times 6.25\% + \text{資本金等の額} \times 0.375\%) \times 1/2$$

※ 上記の限度額を超えた分は、次の限度額への算入が可能。

(2) 一般寄附金の損金算入限度額

$$(\text{所得金額} \times 2.5\% + \text{資本金等の額} \times 0.25\%) \times 1/4$$

- * この優遇措置を受けたい場合は、寄附をした日を含む事業年度の確定申告書に寄附金の損金算入に関する明細書を添付してご提出ください。

◎ 詳細については、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせください。

3. 賛助会費の領収書について

- * 本会では、振込票の控えや通帳の記載をもって、領収の証に代えさせていただきます。
- * 税制上の優遇措置を受けるために領収証が必要な場合は、その旨と領収書の届け先を電子メール又はFAXでお知らせ願います。

4. 参考ページ

1) 公益法人 information 「公益法人税制」

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html

< お問い合わせ先 >

公益社団法人 日本バリュー・エンジニアリング協会

TEL. 03-5430-4488 / FAX. 03-5430-4431

E-mail : info@sjve.org